

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第473号)

平成18年10月26日

横 情 審 答 申 第 473 号

平 成 18 年 10 月 26 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成18年5月30日安泉第161号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「〇〇〇に係る救急活動記録票（平成〇年〇月〇日、〇時〇分受信、岡津救急隊）」及び「〇〇〇に係る救急隊記録用紙（プレホスピタルレコード、横浜医療センター提出）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「〇〇〇に係る救急活動記録票（平成〇年〇月〇日、〇時〇分受信、岡津救急隊）」の個人情報の一部開示とした決定のうち、救急隊が聴取した情報源の部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

横浜市長が、「〇〇〇に係る救急隊記録用紙（プレホスピタルレコード、横浜医療センター提出）」の個人情報の一部開示とした決定は妥当ではなく、非開示とした部分を開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「〇〇〇に係る救急活動記録票（平成〇年〇月〇日、〇時〇分受信、岡津救急隊）」（以下「個人情報1」という。）及び「〇〇〇に係る救急隊記録用紙（プレホスピタルレコード、横浜医療センター提出）」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年3月27日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 個人情報1のうち備考欄及び個人情報2のうち現病歴・現場状況・観察所見欄に記載された情報の一部は、特定の個人から聴取した内容であって、他の情報と照合することにより識別可能にあたり、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、交通事故の運転手や同乗者、事故の目撃者、当時事故現場の周囲にいた人たち、管轄の担当の警察官や検察官から事故の状況や概要は聞いているので、本号ただし書アに該当すると主張しているが、法令等の規定により又は慣例として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しないので、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分のうち、受傷機転等に関する部分を非開示とした処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 非開示とする部分の概要には、「個人からの聴取内容」とあるが、事故関係者が交通事故の状況を、救急隊員に話すことは当然のことで、まして運転手等の関係者であるなら言葉を尽くして説明をしようと思う。シミ塗り部分の量から推測して聴取した内容を全て記載しているとは考えがたい。省略した事故の概要と受傷機転を記載していると考えるのが、合理的である。この省略した概要が、「個人からの聴取内容」に該当するものであろうか。受傷機転等を知りたいと思うのは親心で、救急活動記録票に記載された事故直後の内容を知りたいと切に願うものである。
- (3) 非開示とする根拠規定には、条例第22条第3号に該当するとあるが、条文のとおり非開示部分に、本人以外の個人に関する情報が含まれ、本人以外の個人が識別されるのか。また、非開示部分を開示することで被聴取者の権利利益を害する恐れがあるのか。
- (4) 根拠規定を適用する理由には、「本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、本人開示請求者以外の個人を識別できるため」とあるが、聴取され発言された内容が本人以外の情報で、聴取内容から個人が識別できるのか。
- (5) 申立人家族は、交通事故の運転手や同乗者、事故の目撃者、当時事故現場の周囲にいた人達、管轄の担当の警察官、書類送検されたので検察官からも事故の状況や概要は聞いていることから、条例第22条第3号ただし書アに該当するのではないか。
- (6) 条例第22条第3号には①本人以外の個人に関する情報、②特定の個人の識別、③個人の権利利益を害するおそれがある情報の3点が開示しないことができると規定している。

しかしながら、実施機関は「特定の個人から聴取した内容であって他の情報との照合により識別可能」という主張だけで、運転手・同乗者・目撃者及び警察官等、聴取対象者となりえる複数の方々が現場にいることから、受傷機転等だけで個人が特定できるものとは到底思えない。受傷機転は、事故を起こした者同士、所謂、当事者同士の共通する情報であって、①の「本人以外の個人に関する情報」には該当しない。

(7) 横浜市消防局警防部救急課（当時。現在は、安全管理局警防部救急課）が救急隊員に対し通知した「救急活動要領」の「第2章救急活動現場要領 第4事務処理等 1 救急活動記録票及び別紙救急活動記録票備考欄例」には、情報源について明記しておくことと記載がある。すなわち聴取した人物を特定するため、聴取した内容の文章の後に（○×談）等と表記するように指導されている。②の特定の個人の識別については、この括弧書きがされていれば、個人が特定でき識別は可能とは思えるので括弧書きを閉じることには異議はない。しかし、括弧書きの前の部分の受傷機転については、本人も含め、運転手、同乗者、目撃者、事情聴取を終えた警察官など多数の方々が情報を共有しているので②の特定の個人の識別はできない。この方達からの聴取も可能であることから、括弧書き以外の受傷機転等まで閉じることは、条例第23条に抵触するのではないか。条例第23条第2項により、個人が特定できるであろう（○×談）を閉じるだけで、③の個人の権利利益を害するおそれはなく、十分に守ることができる。括弧書き以外の部分は要約した聴取内容であること、聴取は現場に居合わせた多数の人物に可能であること、聴取した受傷機転等の内容は現場に居合わせた方々が、情報の共有ができることから個人が識別されないこと、また、受傷機転では権利利益の侵害にあたらぬこと、受傷機転は当事者間の情報であることなどにより、非開示にする意味がないのではないかと考える。

(8) 実施機関は、「慣例として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない」と言い切っているが、申立人家族は、運転手や同乗者、警察官から事故の概要を聞いており、また、当該交通事故が書類送検されたので、横浜地方検察庁において、特に詳しく検察官から事故の模様を運転手や同乗者等の証言に基づき説明を受けていることから、条例第22条第3号ただし書アに該当することは明白である。

以上のことから、実施機関の非開示の言い分には到底承服しかねるものである。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、救急隊が申立人の子である傷病者を医療機関に搬送した際に作成した記録である。

個人情報1は、消防局救急規程（平成16年3月消防局達第5号。平成18年3月消防局達第15号による改正前のもの）第36条に基づき、救急隊が出場した場合に作成するものとされている救急活動記録票であり、救急隊名、発生場所、傷病者氏名、

搬送先、現場観察、備考等が記録されている。

個人情報2は、搬送先医療機関所定の救急隊記録用紙の控えであり、救急隊が傷病人に接触してから医療機関に搬送されるまでの傷病者の状況、観察記録等について医療機関へ申し送るために作成されたものであり、事故発生場所、事故発生日時、現病歴・現場状況・観察所見、救急隊名、医療機関名称等が記録されている。

(2) 本件請求及び異議申立てについて

本件請求及び異議申立ては、死亡した未成年の子の親権者であった申立人が行ったものである。本件個人情報は、死亡した未成年の子に関する情報が記録されたものであり、申立人本人に関する情報ではない。しかし、親権者であった者は、子どもが生存していれば法定代理人として条例に基づく開示請求ができるのであり、また、民法の規定上、一般的に子どもに対して監護権を有しているということから、親権者であった者が死亡した未成年の子どもの情報を請求する場合には、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得ると解釈し、条例に基づく開示請求を認めることができると考えられる。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、個人情報1の備考欄及び個人情報2の現病歴・現場状況・観察所見欄に記録された情報の一部については、個人からの聴取内容であり、本号に該当し、本号ただし書には該当しないため、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 実施機関では、救急活動を行うに当たって救急活動要領（平成17年3月30日消防第174号）を定めている。救急活動要領では、救急活動記録票の備考欄に記載すべき事項として傷病者の状況、現場の状況、受傷機転等について記録することとされており、個人等から聴取した事項を記録する場合は、その情報源について明記することとされている。

実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報を見分したところ、個人情報

報1には、個人から聴取した内容として事故の状況が記録されており、これとともに、その情報源として特定の個人が識別できる情報が記録されていることが認められた。これらの情報のうち、情報源について記録された部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書には該当しない。しかし、その余の部分については、事故の状況について記録された部分であるため、情報源を非開示とすれば、既に開示されている他の情報と照合しても本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとはいえず、本号に該当しない。

また、個人情報2についても、個人情報1と同様の事故の状況が記録されているものであるため、当該情報それ自体から又は他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとはいえず、本号に該当しない。

したがって、個人情報1に記録された情報源については本号に該当するが、その余の非開示部分は本号に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が個人情報1を一部開示とした決定のうち、救急隊が聴取した情報源の部分を条例第22条第3号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。また、個人情報2を一部開示とした決定は妥当ではなく、非開示とした部分を開示すべきである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年5月30日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年6月2日 (第23回第三部会) 平成18年6月8日 (第86回第一部会) 平成18年6月14日 (第85回第二部会)	・諮問の報告
平成18年6月22日 (第87回第一部会)	・審議
平成18年7月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年7月13日 (第88回第一部会)	・審議
平成18年7月27日 (第89回第一部会)	・審議
平成18年8月10日 (第90回第一部会)	・補佐人による異議申立人の意見陳述書の代読 ・審議
平成18年8月24日 (第91回第一部会)	・審議
平成18年9月14日 (第92回第一部会)	・審議
平成18年9月28日 (第93回第一部会)	・審議